

初期新ニヤーヤ学派における遍充 (vyāpti)

——シャシャダラによる第三確定定義——

和田 壽 弘

【I】問題提起

14世紀のガンゲーシャ (Gaṅgeśa) によって確立された新ニヤーヤ学派 (Navya-nyāya) の起源は、術語に関する限りは少なくとも彼以前にさかのぼり、分析結果の記述方法は11世紀のウダヤナ (Udayana) にさかのぼりうる¹⁾。新ニヤーヤ学派がどのように成立したかの問題に取り組むために、ガンゲーシャに先行するシャシャダラ (Śaśadhara, 13-14世紀) の『ニヤーヤ・シッダーンタ・ディーパ』(NSD) において提示された遍充の定義を明らかにし、ガンゲーシャに及ぼした影響を説明することは有効な作業である。シャシャダラはその書の中で遍充の17の暫定的定義を列挙し、そのすべてを正しくないものとして否定する。その後、反論者が第九番目の暫定的定義を修正して3つの定義を提示する。別の反論者がその3つを順次に否定するが、シャシャダラが後者の反論者に再反論を試みて、最終的には前の反論者が提示した3つの定義を認めている。従って、この3つがシャシャダラの考える確定定義であるが、筆者はこれまでに第一定義と第二定義の論理構造を解明し、ガンゲーシャの『タットヴァ・チンターマニ』(TC) で議論された諸定義との関係を明らかにした²⁾。本稿では次の2点を論ずる。(1) 『ニヤーヤ・シッダーンタ・ディーパ』における遍充の第二確定定義と第三確定定義の関係はどのようなものか。(2) 第三確定定義の、ガンゲーシャの確定定義に対する影響はどのようなものか。

【II】シャシャダラの第二確定定義

遍充の第二定義は、「論証理由と共通の基体に存する相互無の反存在でない〈論証対象を有するもの〉を有する[論証理由]であること」(sādhana-samānādhikaraṇa-anyonyābhāva-apratiyogi-sādhyaivat-ka-tvam [NSD, p.67, 24-25]) である。その論理形式は図1によって表すことができる³⁾。

(84) 初期新ニヤーヤ学派における遍充 (vyāpti) (和 田)

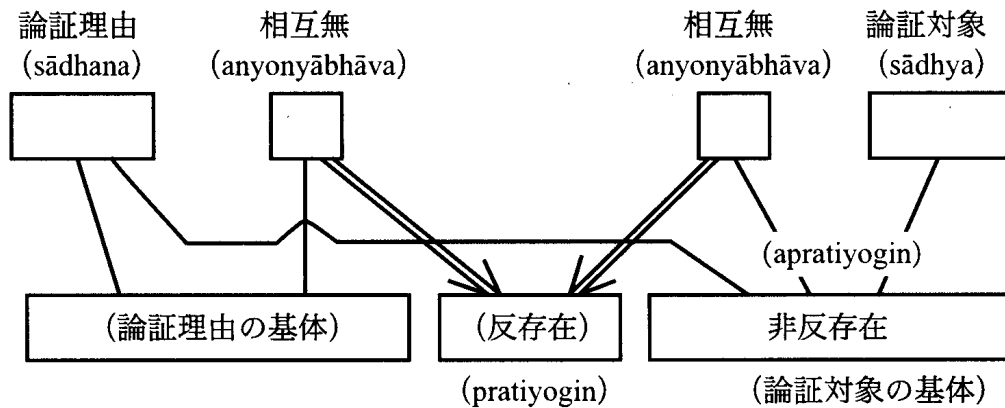


図 1

【Ⅲ】 シャシャダラの第三確定定義

次に第三定義を見てみよう。「論証理由と見なされたものと共通の基体にある相互無に対する反存在性の制限者でない論証対象を有するものを有する [論証理由] であること」(sādhanatva-abhimatasamānādhikaraṇa-anyonyābhāva-pratiyogitā-anavacchedaka-sādhyā-vat-ka-tvam [NSD, p.67, 25-26]) であり, その論理形式は図 2 によって表すことができる。

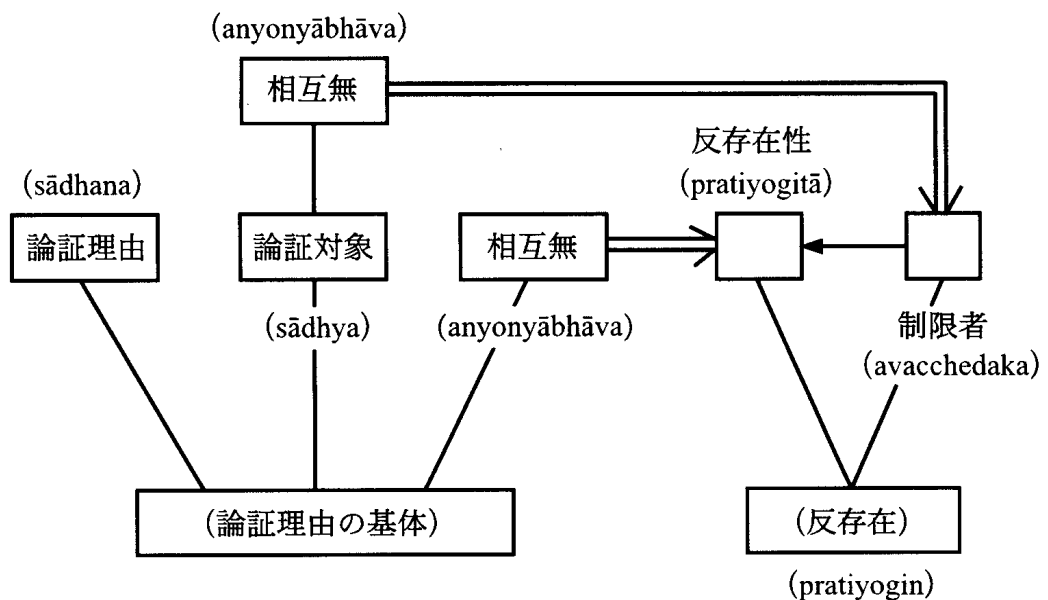


図 2

【Ⅳ】 第三確定定義の必要性

第二定義と第三定義との相違は次の 2 点である。(1) 第三定義では「論証理由」

初期新ニヤーヤ学派における遍充 (vyāpti) (和 田) (85)

(sādhana) を「論証理由と見なされたもの」(sādhanatva-abhimata) に変更し、(2) 反存在性の制限者 (pratiyogitā-avacchedaka) を導入している。これらの相違点の理由を考えてみよう。(1) NSD の注釈書『プラバー』(NSDP, p.395, 15-16) によれば、定義されるべき「遍充」と定義中に含まれる「論証理由」とが相互依存の関係にあるために、定義が正しいものとして確立できない。つまり、妥当な論証理由を知るためには予め遍充 (vyāpti) を理解していなければならない。一方で、遍充の定義を理解するためには、理由が妥当であることを理解していなければならない。この欠陥を避けるために、第二定義中の「論証理由」を「論証理由として見なされたもの」と言い換えれば、後者の表現によって言及されるのは例えば「煙」であって、「論証理由」である必要はない。この結果、後者を含む第三定義は、被定義項と定義中の表現とが相互依存になるという欠陥を避けることができる、と思われる。ところが、たとえそのような言い換えをしても、非妥当な推論式の論証理由に定義が適用されてしまう可能性がある⁴⁾。シャシャダラは第三定義を基に、「論証理由」と「論証対象」を用いないで遍充者 (vyāpaka) と被遍充者 (vyāpya) の定義のみを提示したが⁵⁾、この二つの定義を用いて遍充の定義を提示するということはしなかった。しかし、遍充者と被遍充者との共存関係 (共通基体所有者性, sāmānādhikarānya) が遍充であると主張する意図があったと思われる。(2) 反存在性の制限者を含まない第二定義は、妥当な推論式「あの山は火を有する。煙の故に」の妥当な論証理由に適用できないおそれがある。シャシャダラは定義のこのような欠陥について述べてはいないが、容易に推測される。以下に、第二定義が妥当な理由に適用できなくなることを見てみよう。① 論証理由は煙である。② 論証理由の基体はカマドである。③ カマドは祭炉 (yajñakuṇḍa)⁶⁾ とは異なるので、カマドには祭炉との相互無 (anyonyābhāva) が存する。④ この無の反存在は祭炉である。⑤ 反存在でないものは、例えば湖である。⑥ 湖は、論証対象である火を有す

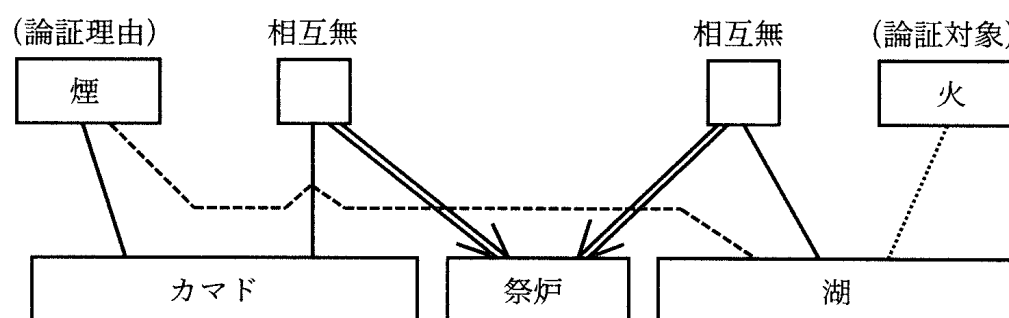


図 3

(86) 初期新ニヤーヤ学派における遍充 (vyāpti) (和 田)

るものではない。第二定義によれば、反存在は〈論証対象を有するもの〉でなければならない。この条件が満たされないために定義の適用は停止し、妥当な論証理由に適用されない。以上の諸存在の関わりを図3で示すことができる。

同じ推論式の論証理由に対して第三定義は以下の過程で適用される。①と②の過程は以前と同様である。③先行する適用ではカマドに存する相互無として〈祭炉との相互無〉を採ることが可能であったが、反存在性の制限者の導入によって、不可能となる。カマドと異なるものは、煙を有しないという点で異なるものでなければならない。つまり、反存在性をカマドに閉じこめているダルマは〈煙を有しないこと〉という性質であり、この性質が反存在性の制限者である。従ってカマドが有する相互無の反存在は、煙を有しないものであって、祭炉ではない。〈祭炉との相互無〉の代わりに〈湖との相互無〉をとる。④この無の反存在は湖であり、湖は煙を有しない。⑤湖には、反存在であること (pratiyogitā) すなわち反存在性が存する。そこには〈煙を有しないこと〉という反存在性の制限者も存在する。⑥論証対象である火は、制限者である〈煙を有しないこと〉とは異なる。こうして第三定義に述べられた条件は全て満たされ、妥当な理由に定義が適用される。以上の適用における諸存在の関わりを図4で表すことができる。

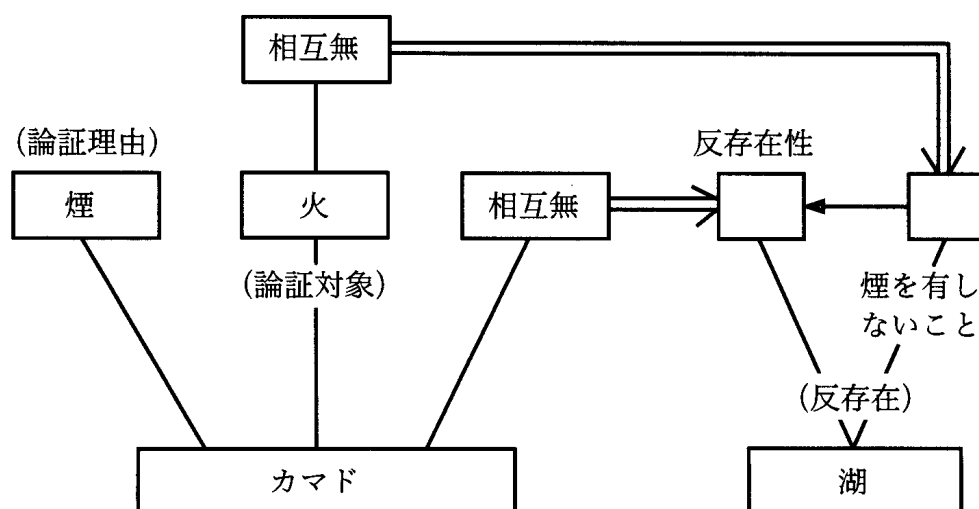


図4

【V】 結論

(1) 第二定義には、被定義項との相互依存という欠陥がある。また、妥当な推論式「あの山に火がある。煙の故に」の場合に第二定義が適用できず、過少適用

初期新ニヤーヤ学派における遍充 (vyāpti) (和田) (87)

という欠陥もある。第三定義にはこの2つの欠陥を克服しており、この点に第三定義の提示理由があると思われる。(2) ガンゲーシャが「論証理由」「論証対象」を用いずに遍充の確定定義を提示するが⁷⁾、これはシャシャダラの第三定義に基づく遍充者と被遍充者の定義の影響かも知れない⁸⁾。

略号表

NR : *Nyāyaratna by Maṇikanṭha Miśra with the Commentary Dyutimālikā of Nṛsimhayajvan*, Madras : Government Oriental Manuscripts Library, 1953.

NSD : *Śāśadhara's Nyāyasiddhāntadīpa with Ṭippaṇa by Guṇaratnasūri*, Ahmedabad : L. D. Institute of Indology, 1976. *NSDP* : *Nyāyasiddhāntadīpaprabhā (Vyāptivāda) of Śeṣānanta in The Pandit 41*, pp. 359-410. *TC* : *Tattvacintāmaṇi of Gaṅgeśa Upādhyāya*,

4 Volumes, Delhi : Chaukhamba Sanskrit Pratishtan, 1990.

- 1) 新ニヤーヤ学派の起源とその術語の特徴については、和田壽弘「新ニヤーヤ学の起源と分析方法」『インド思想史研究』11, 1999, pp.15-41 参照。 2) “A Source of Gaṅgeśa’s Conclusive Definition of *vyāpti*” 『印仏研』42 (2), pp.1070-1074, 1994 ; 「初期新ニヤーヤ学派のシャシャダラによる *vyāpti* の第二確定定義」 『印仏研』43 (1), pp.431-433, 1994 ; “Gaṅgeśa and Śāśadhara’s Second Conclusive Definition of *vyāpti*”, *Wisdom in Indian Tradition*, Delhi, 1999, pp.301-309 参照。 3) 図のシステムについては、T. Wada, *Invariable Concomitance in Navya-Nyāya*, Delhi, 1990, pp.161-162 参照。 4) 遍充と論証理由の関係については、Wada, *op. cit.*, pp.100-102 ; 和田壽弘「新ニヤーヤ学派ヴァースデーヴァの「遍充五定義」(1)」 『加藤純章博士還暦記念論集：アビダルマ仏教とインド思想』, 2000, pp.476-477 参照。 5) x と共通基体にある相互無に対する反存在性の制限者ではない y が、 x の遍充者である (*NSD*, p.68, 10-11). x と共通基体にある相互無に対する反存在性が y によって制限されない場合、 x は y の被遍充者である (*NSD*, p.68, 11-12). 6) 学術大会(東国大学校)での発表の折には「祭式の炉 (catvara)」を用いたが、京都大学大学院徳永宗雄教授より“catvara”には火も煙もないという指摘を受け、「祭炉 (yajña-kuṇḍa)」がよいと教示いただいた。感謝したい。 7) ガンゲーシャの確定定義：反存在と共通の基体でない $\langle x$ と共通の基体にある恒常無 \rangle に対する反存在性の制限者に限定されたものではない y と x が共通の基体にあること (*TC*, Vol. 2, Pt. 1, p.100,2-4). 8) シャシャダラとほぼ同時代のマニカントも彼の『ニヤーヤ・ラトナ』(*NR*, p.55,11-13)の中で「論証理由」と「論証対象」という語を使わないで遍充の確定定義を提示する。しかし、確定定義の中で二組の関係代名詞と指示代名詞を用い、その一組づつが「論証理由」と「論証対象」に対応するというガンゲーシャによる関係代名詞の用い方は、シャシャダラの「遍充者」と「被遍充者」の定義における関係代名詞の用い方に近い。

〈キーワード〉 『ニヤーヤ・シッダーンタ・ティーパ』, ガンゲーシャ, 遍充
(名古屋大学大学院教授, Ph.D. 博士 (文学))